

令和6年度
大潟村簡易水道事業
取水ポンプ場電気計装盤等更新工事

工事仕様書

令和6年6月
大 潟 村

第1章. 適用範囲

1. 本仕様書は、「取水ポンプ場電気計装盤等更新工事」に適用する。
2. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、秋田県建設部編「秋田県土木工事共通仕様書」、日本水道協会編「水道工事標準仕様書（土木工事編、設備工事編）」、国土交通大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」等に基づき施工すること。

第2章. 工事概要

1. 工事件名 令和6年度 大潟村簡易水道事業 取水ポンプ場電気計装盤等更新工事
2. 工事箇所 大潟村簡易水道取水場
3. 工事期間 契約の日 ～ 令和7年9月30日
4. 工事概要
電気計装設備工事 N=1 式

第3章. 一般事項

1. 工事打合せ等
別に定める日、並びに監督員または請負者が必要と認める日に打合せを行う。
この際、協議した事項は仕様書と同等の効力を有するものとする。
2. 工事の特性
本工事は、大潟村簡易水道事業計画に基づき、大潟村簡易水道の取水ポンプ場において、電気計装盤等の更新工事を行うものである。既存施設や将来予定工事等との取合い等を含め、請負者はその工事特性を十分把握のうえ施工するものとする。
3. 工事の変更
 - 1) 現場の納まり、取り合わせなどの関係で工作物、機器、または材料などの取付け位置、あるいは取付け工法を変更する場合は、監督員と協議の上で施工するものとする。
 - 2) 請負者は工事変更のある場合、監督員の指示に従い、関係資料を提出するものとする。
4. 疑義の解釈
請負者は設計図書の内容について疑義を生じた場合は、監督員の指示、または承諾を得るものとする。
5. 関係書類の提出
請負者は、「秋田県土木工事標準仕様書」及び監督員の指定する関係書類を指定する期日までに提出するものとする。
 - 1) 工事施工に必要な関係官公署への手続きは、監督員と協議の上、原則として請負者が迅速に処理するものとする。また、手数料等費用が発生する場合には監督員と協議のうえ対処するものとする。
 - 2) 工事施工に関して関係官公署、その他交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。
6. 工事標識の設置
請負者は、工事現場に工事の内容を示す工事表示板を設置して、工事件名、工事場所、工期、発注者、請負者の氏名、住所、電話番号等、工事契約金額を記載するほか、広報板その他作業現場に必要な迂回指導標、注意標識、制札板等を一般通行人の見やすい場所に設置するものとする。

第4章. 工事施工

1. 施工計画書

1) 請負者は、あらかじめ工事実施に必要な施工計画書を監督員に提出しなければならない。この場合、次の事項について記載するものとする。

- ①工事概要 ②計画工程表 ③現場組織表
- ④指定機械 ⑤主要船舶・機械 ⑥主要資材
- ⑦施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- ⑧施工管理計画 ⑨安全管理 ⑩緊急時の体制及び対応
- ⑪交通管理 ⑫環境対策 ⑬現場作業環境の整備
- ⑭再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- ⑮その他

2) 施工計画書の内容に変更が生じその内容が重要な場合には、その都度変更に関連するものについて変更施工計画書を提出しなければならない。

3) 監督員が特に指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

2. 施工図書の作成

工事の施工に必要な場合は、各種の施工図・現寸図・工作図及び構造計算書を作成し、監督員の承諾を得るものとする。

3. 工事記録

1) 請負者は工事に関する計画書類を備え、随時監督員が点検できるように整理しておくものとする。

2) 監督員の承諾を得た事項、各種の試験結果等は正確に記録しておくものとする。

3) 工事記録写真は、工事写真撮影計画に基づき工事着手前の状況から工事完了まで工事全般にわたって撮影し、随時監督員が点検できるように整理しておくものとする。

4. 工事現場安全管理

1) 請負者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術調査課 令和4年2月）等を参考に、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に務めなければならない。

2) 請負者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、常に相互協調して紛争を起さないように処理しなければならない。

3) 請負者は、工事施工中監督員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に迷惑を及ぼすなどの施工方法をしてはならない。

4) 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないように必要な措置を施さなければならない。

5) 請負者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入を禁止する必要がある場合は板囲い、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をしなければならない。

6) 請負者は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故または第三者に損傷を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督員に報告しなければならない。

5. 交通安全管理

1) 請負者は、工事用運搬路として道路を使用するときは、積載物の落下等により路面を損傷、あるいは汚損することのないように努めるとともに、特に第三者に損害を与えないように注意しなければならない。

2) 請負者は、ダンプトラック等大型貨物自動車による大量の土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と協議の上、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上必要な事項について計画をたて監督員に提出しなければならない。

6. 仮設工事

仮設は任意仮設とするが工事の良否、工事の安全、保安並びに工事の進捗に影響を及ぼすと思われる時には改善を命ずることがある。

7. 後片付け

請負者は工事の完了に先だち、不用材料及び仮設物を撤去し跡地を清掃するものとする。

第5章. 工事一般材料

1. 工事に使用する材料は、図面または特記仕様書に品質規格を特に明記した場合を除き、JIS、JWWA、JAS、JEC、JEMまたはこれに準ずる品質、規格に適合するものでなければならない。規格以外の材料については仕様事項に基づき構造計算書、詳細図及び製品の試験方法を記載した書面を提出して監督員の承諾を得なければならない。ただし、仮設材料及び少量の材料については除くものとする。

2. 本仕様書及び監督員の指示により見本、または資料を提出することとしている工事材料は、使用前に見本、または資料を提出し監督員の承諾を得なければならない。

3. 本仕様書及び監督員の指示により試験を行うこととしている工事材料は使用前にJIS、JWWA、JAS、JEC、JEM、特記仕様書、または監督員の指示する方法により試験を行わなければならない。また、現場搬入時の検査に合格した材料であっても、使用時において変質または不良品と疑問を持つ材料は、試験等を行い合格したものでなければ使用することができない。

第6章. 電気設備工事

1. 工事概要

大瀨村簡易水道取水ポンプ場において、老朽化した既設電気計装盤等の更新工事を行うものである。

2. 一般事項

2-1. 本仕様書に特に定めていない事項については監督員との打合せによるものとする。

また、請負者は、工事施工にあたり諸法規を遵守しなければならない。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 建設業法
- (4) 公害対策基本法
- (5) 電気事業法
- (6) 道路交通法
- (7) 騒音規制法
- (8) その他関係法令、条例

2-2. 請負者は、工事施工にあたり諸規格に準拠しなければならない。

- (1) 日本工業規格 (JIS)
- (2) 日本電機工業会標準規格

(3) 建設業法

(4) その他関連の規格

2-3. 工事施工に必要な関係官公庁、その他の者に対する諸手続きは、監督員の承諾を得、請負者において迅速に処理するものとする。

2-4. 納品図書

納品図書は、製作仕様書、外形図、構造図、据付図、電気結線図、及びその他の必要な図面より成り、各3部（返却用1部を含む）提出するものとする。

納品図書に訂正があれば、その部分を明示した訂正納品図書を、前記要領で再提出するものとする。

2-5. 検査

製作工場においてポンプは JIS B 8301、JIS B 8302 に基づき、組立完成後に性能試験を行い、制御盤は耐圧試験、動作試験を行うものとする。現地において総合試運転を実施し、正常な運転が行われていることを確認するものとする。

2-6. 材料保管

工事の竣工まで機器、材料の保管の責任は請負者にあるものとする。

2-7. 保証期間

①機器の保証期間は規定による引渡しを受けた日から1箇年とする。

②保証期間内に明らかに請負者の設計、製作、施工の不備に起因する故障が生じた場合は、請負者の責任において直ちに修理または取替えをしなければならない。

3. 盤共通事項

3-1. 制御盤概要

(1) 盤の主要構造材料は、収納機器の重量、作動による衝撃などに十分耐える強度を有するものとする。

(2) ドアには鍵を設ける。

(3) 屋外形は防雨性を有し、雨水のたまらない構造とする。

(4) 盤類の形状及び寸法は、設計図を参照し、納品図書において決定するものとする。

3-2. 主回路

(1) 主回路の電圧は交流 200V とする。

(2) 主回路に用いる母線及び接続導体は銅を使用し、規定の条件のもとに定格電流及び定格短時間電流を流しても十分にこれに耐えるものとする。絶縁電線を用いる場合は原則として 600V ビニル絶縁電線 IV (JIS C 3307) または、電気機器用ビニル絶縁電線 KIV (JIS C 3316) を使用するか、または、同等品以上とする。

3-3. 制御回路

(1) 制御電源は主回路より分岐する。

(2) 制御回路に用いる電線は原則として 600V ビニル絶縁電線 IV (JIS C 3307) または、電気機器用ビニル絶縁電線 KIV (JIS C 3316) に規定されたもので、断面積が 1.25mm²以上を使用し、かつ可動部は、十分可とう性があるものとする。ただし、電流容量、電圧降下などに支障がなく保護協調がとれれば細い電線を使用してもよいものとする。

4. 盤更新工事

盤更新工事の仕様は下記同等とし、承認図等にて監督員の承諾を得るものとする。

(1) 動力制御盤（更新）

W900×H2150×D500、鋼板製屋内閉鎖自立形

(2) 計装盤（更新）

W600×H2150×D500、鋼板製屋内閉鎖自立形

※通信端末機器類は、既設利用とし既設盤から新設盤に移設するものとする。

(3) 集水ポンプ制御盤（改造）

既設制御盤内の電磁接触器（マグネットスイッチ）を更新する。

(4) 盤搬入据付工事

動力盤及び計装盤の搬入、搬出、運搬、設置を行うものとする。搬出した既設盤類は、監督員と協議の上、適宜処分する。

(5) 技術労務費

計装盤等更新工事に併せ、下記事項等について組合せ試験等を実施し、監督員の承諾を得るものとする。

- ・導水流量計（超音波流量計）の動作確認等
- ・取水井水位の動作確認等
- ・監視装置の動作確認等